

広告物景観形成地区の指定

平成28年12月27日
告示第504-2号

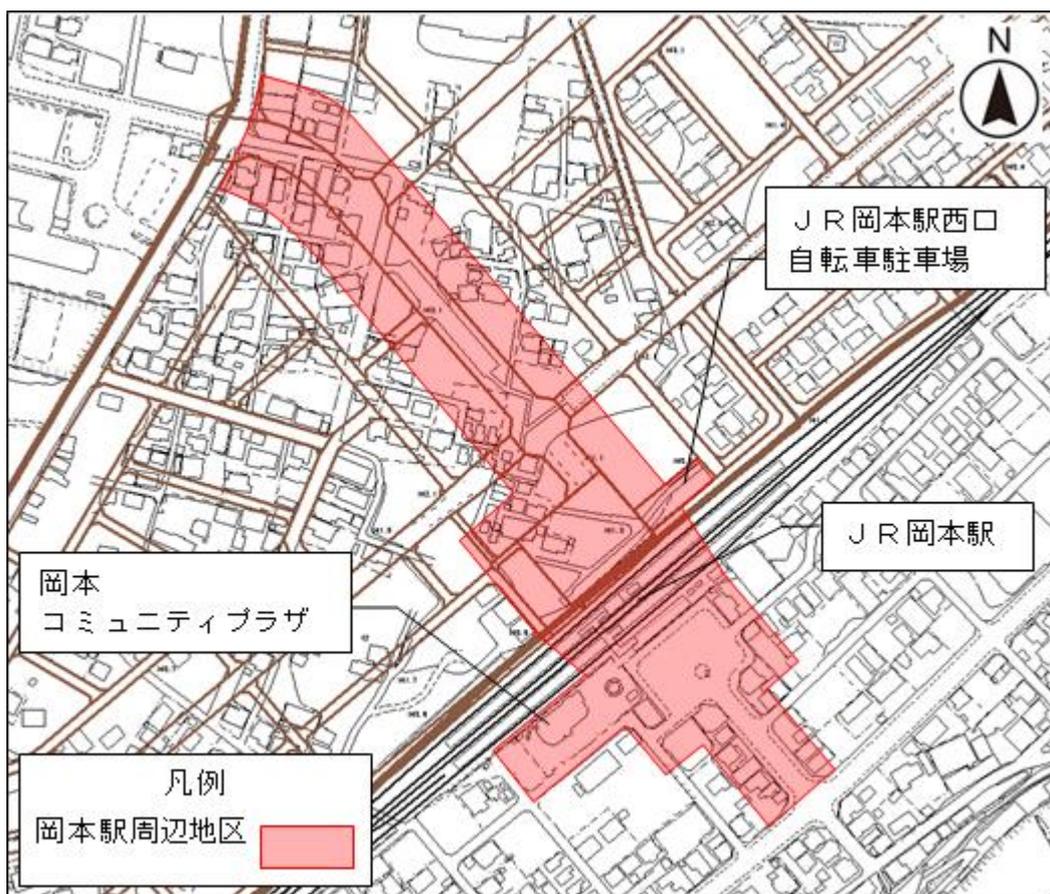
宇都宮市屋外広告物条例（平成7年条例第49号）第3条の2第1項の規定により、広告物景観形成地区を指定し、及び同条第2項の規定により当該広告物景観形成地区基本方針及び広告物景観形成地区基準を定めたので、同条例第12条の規定により、次のとおり告示し、平成29年1月1日から適用する。

1 広告物景観形成地区の名称

岡本駅周辺地区

2 広告物景観形成地区の対象区域

宇都宮市下岡本町の一部であって、下図に示す区域（約4.7ha）



広告物景観形成地区基本方針及び広告物景観形成地区基準

(1) 基本方針

岡本駅周辺地区は、駅舎や東西駅前広場、土地区画整理事業などの各種整備事業が進められるなど、新たなまちづくりが行われている。

こうした機を捉え、本市北東部の拠点にふさわしい良好な駅前景観の形成を行うため、当該地区を宇都宮市屋外広告物条例に基づく「広告物景観形成地区」に指定するものである。

屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本方針は、次のとおりとする。

ア 基本目標

新たな駅前空間としての「にぎわい」と「つながり」を感じる魅力ある広告景観の形成を図る。

イ 基本的考え方

本地区は、宇都宮市北東部の拠点であることから、周辺環境と調和しながらも、にぎわいのある景観を形成するため、形状や面積、色彩などについて適切な誘導を図り、新たな駅前空間として、魅力ある街並みを創出する。

(2) 基準

屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基準は、宇都宮市屋外広告物条例施行規則別表第1（6）岡本駅周辺地区に定める基準によるものとする。

(3) 経過措置

この基本方針及び基準の変更の際、現に岡本駅周辺地区において宇都宮市屋外広告物条例の規定により表示し、又は設置している屋外広告物については、当該地区の指定の日から3年間は、当該基本方針及び基準にかかわらず、引き続き表示し、又は設置しておくことができる。